

第 6217 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2019年)令和元年 6月13日 木曜日

発行所	三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: https://www.zeirishi-miwa.co.jp
-----	--

♠ 少額の減価償却資産の判定

Q : 先日、313,200円 (本体価格29万円) のパソコンを購入しましたが、これは少額の減価償却資産になりますか？

A : 御社の経理処理によって異なります。

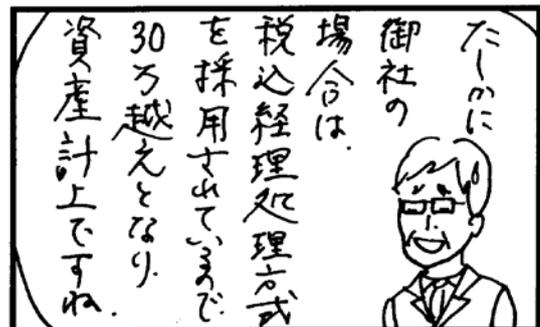
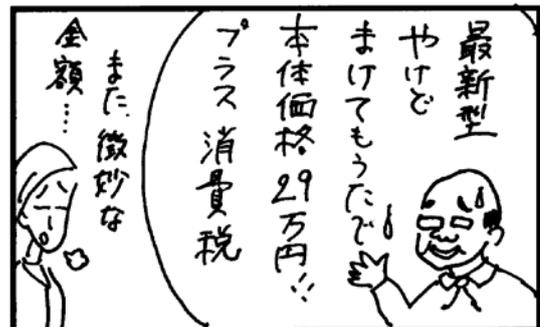
【解説】

青色申告の中小企業者が、取得価額が30万円未満の減価償却資産を取得して、事業の用に供した場合、その事業の用に供した事業年度で損金経理をすれば、その取得価額の全額が損金算入できるとされています。

したがって、取得価額が30万円未満かどうかでその取扱いが変わってくるのですが、これについては会社が適用している消費税の経理処理方法によって決まるとされています。

つまり、会社が税抜経理処理方法を採用している場合は、消費税抜きの価額が取得価額となり、税込経理処理方法を採用している会社については税込価額が取得価額になるわけです。

したがって、ご質問の場合、御社が税抜経理処理方式を採用されているのであれば、パソコンの取得価額は29万円となりますので、事業供用年度で損金経理をすれば、その全額が損金に算入できますが、税込経理処理方式を採用しているということであれば、取得価額が313,200円となりますので、資産に計上することとなります。



【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】